

認証保育所ご利用の方向け補助金のご案内

(R8年度版)

申請の流れ

△ 給付認定の有無により、支給金額が変わります。詳細は裏面をご確認ください。
(給付認定は児童ごとに手続きが必要です。)



※就労・介護など

スケジュール

最終申請締切: 令和9年4月12日

	支給対象の利用年月	申請締切日	口座振込時期
年度内に1度申請 していただくと、 年度末もしくは退園月まで 各回において 区で審査・支給いたします	第1回(4月～6月分)	令和8年 7月14日	令和8年 8月下旬
	第2回(~9月分まで)	令和8年10月15日	令和8年11月下旬
	第3回(~12月分まで)	令和9年 1月14日	令和9年 2月下旬
	第4回(~3月分まで)	令和9年 4月12日	令和9年 5月下旬

※無償化に該当する場合も、同様に審査・支給いたします(認証保育所利用分に限る)。

※令和9年4月12日までに申請がない場合、補助金の全額もしくは一部はお支払いできません。

申請方法

- 電子申請でご申請ください。(所要時間:10分程度)
右の二次元コードから申請画面に遷移できます。
- 申請する際は、お手元に園から配られたご案内をご用意ください。
- パソコンから申請する場合は、URLを使用してお申し込みください。
<https://logoform.jp/form/JqMJ/611274>



申請方法Q&A

区ホームページ検索メニューより、
ページIDを検索してページを開いてください。



/ ページIDから探す



検索

No.	質問	回答
1	申請に必要な書類はありますか？	令和8年度から無償化に該当する方も施設発行書類の添付は不要です。0～2歳児クラスに該当し、令和7年度1月1日時点で世田谷区に住民票がない場合、課税(非課税)証明書や海外での給与明細等の収入についての資料が必要です。〈ページID:15328〉
2	郵送で申請することはできますか？	申請は可能です。区ホームページから申請書をダウンロードしてご申請ください。※可能な限り電子申請での申請にご協力ください。〈ページID:1509〉

月額補助上限金額

	クラス年齢	区民税	給付認定の有無	補助上限額
①	0～2歳	課税世帯 (海外で課税世帯相当の 収入があった場合も含む)	認定あり	80,000円
②			認定なし	52,000円
③		非課税世帯	認定あり	80,000円
④			認定なし	52,000円
⑤	3～5歳	/	認定あり	77,000円(※)
⑥			認定なし	40,000円(※)

※⑤、⑥に該当する方で、給食費(食材料費)に係る費用がある場合、別途3,000円を上限に上乗せして補助します。

③・⑤に該当する無償化対象の方

・他の無償化対象化施設・事業を併用された場合は、申請の際に他施設分の発行書類を添付してください。認証保育所の保育料と合算し、上限額までお支払いいたします。

注意

- ・①、②、④、⑥の方は、48時間以上の月極契約であること及び月の初日に世田谷区に住民登録があることが補助金受給の要件です。
- ・給付認定を取得した月から「認定あり」として審査いたします。
- ・③、⑤の方は、給付認定期間が月途中からもしくは月途中までの場合、日割りで減額を行います。
- ・実費負担額が補助上限金額に満たない場合は、実費負担額までの補助となります。

給付認定の更新(現況確認)について

認定・給付担当から「保育の必要性が継続しているか」を確認する「現況確認」のご案内を、例年7月上旬頃にお送りしています。提出をしない場合、給付認定を受けることができなくなりますので、必ずお手続きいただきますよう、お願いいたします。

問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター

TEL:03-6453-4990(平日8:30～17:00) ※庁外のセンターで受電
【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎2階22番窓口
保育認定・調整課 認定・給付担当